

上田市総合教育会議について

1 設置の経過

(1) 目的

市長と教育委員会が、円滑に意志疎通を図り、本市の教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、上田市総合教育会議（以下「会議」という）を設置。

※根拠法令等 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（H27. 4. 1 一部改正施行）
上田市総合教育会議設置要綱（H27. 5. 27 施行）

(2) 所掌事務

ア 上田市教育大綱の策定に関する協議

イ 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

ウ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

エ これらに関する構成員（市長、教育委員会）の事務の調整

(3) 運営

- ・市長が会議を招集（教育委員会から会議の招集を求めることも可能）
- ・構成員は調整結果の尊重義務

2 会議の概要

<平成 27 年度>…計 4 回開催

- ・教育大綱の策定、第 2 期教育支援プランの策定
計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間
（第二次上田市総合計画前期まちづくり計画の期間）
- ・「今後の学校給食運営方針」の確認

<平成 28 年度>…計 3 回開催

- ・進捗状況確認（教育委員会政策課題、教育大綱分野別施策、第 2 期教育支援プラン）
- ・組織改正の意見聴取

<平成 29 年度>…計 3 回開催

- ・進捗状況確認（教育委員会政策課題、教育大綱分野別施策、第 2 期教育支援プラン）
- ・個別課題の議論（英語教科化への対応、市立美術館こどもアトリエ連携事業）

<平成 30 年度>…計 1 回開催

- ・教育大綱推進に向けた分野別施策（学校教育、生涯学習・スポーツ、文化芸術）

<平成 31 年度（令和元年度）>…計 1 回開催

- ・「地域を学び、地域に愛着を深める教育」についての意見交換
～信州上田学、ふるさと学習、ふるさと上田先人顕彰事業（先人館）など～

<令和 2 年度>…計 3 回開催

- ・教育大綱及び第 3 期教育支援プランの策定に係る協議
計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間
（第二次上田市総合計画後期まちづくり計画の期間）
- ・分野別施策の進捗状況について（学校教育、日本遺産）